富山県脱炭素社会推進資金立山環境配慮バス購入枠融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、立山有料道路等においてバス(乗車定員11人以上の自動車をいう。以下同じ。)を運行する県内のバス事業者に対し、排出ガス基準を満たすバスの購入に要する資金(以下「資金」という。)を融資することにより立山の自然環境及び景観の保全に寄与することを目的とする。

(融資対象者)

- 第2条 この要綱の定めるところにより、融資を受けることができる者は、次に掲 げる要件を満たすものとする。
  - (1) 県内に事業場を有する中小企業者(中小企業信用保険法(昭和25年法律第 264号)第2条第1項各号に掲げるものをいう。)であること。
  - (2) 道路運送法(昭和26年法律第 183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者であること。
  - (3) 県税を滞納していない者であること。

(融資対象資金及び融資条件)

第3条 この要綱による融資の対象となる資金の区分及び融資の条件は、別表のとおりとする。

(利用手続)

- 第4条 この要綱による融資を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 融資を実施する金融機関(以下「取扱機関」という。)に資金の借入申込をする とともに、富山県脱炭素社会推進資金立山環境配慮バス購入枠利用申請書(様式 第1号)を取扱機関を経由して知事に提出するものとする。
- 2 申請者は、前項の規定により知事に利用申請書を提出するときは、次に掲げる 書類を添付するものとする。
  - (1) 立山環境配慮バス購入計画書(様式第2号)
  - (2) 購入するバスの車両諸元表
  - (3) 購入見積書
  - (4) 新たなバスの購入に伴い、廃車(道路運送車両法(昭和26年法律第 185号) 第15条の規定に基づき永久抹消登録をすることをいう。)又は譲渡(下取りを 含む。)をする自動車(以下「旧バス」という。)に係る自動車検査証の写し

- (5) 県税の納税証明書
- (6) その他知事が必要と認める書類
- 3 取扱機関は、この要綱による融資を行おうとするときは、富山県脱炭素社会推 進資金立山環境配慮バス購入枠融資協議書(様式第3号)により、知事に協議 するものとする。

(利用の決定)

第5条 知事は、前条第1項の利用申請及び同条第3項の協議があった場合は、当 該融資の利用の適否を決定し、申請者及び取扱機関に通知するものとする。

(購入の着手)

第6条 申請者は、前条の決定の通知を受理した後に、購入に着手するものとする。 ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(完了報告等)

- 第7条 融資の決定を受けた申請者は、その融資に係るバスの購入を完了したとき は、立山環境配慮バス購入完了届(様式第4号)を知事に提出するものとする。
- 2 申請者は、前項の規定により知事に完了届を提出するときは、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 購入したバスの自動車検査証の写し
  - (2) 購入したバスの写真
  - (3) 領収書の写し
  - (4) 旧バスの登録事項等証明書又は所有権が移転したことを証する書類の写し (資金措置等)
- 第8条 県は、資金を予算の範囲内で取扱機関に預け入れるものとする。
- 2 前項の預入期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの範囲内とし、その 利率は、知事が別に定める。
- 3 取扱機関は、第1項の規定により預入れを受けた資金の2倍に相当する額以上 の融資を行うものとする。

(融資状況報告)

第9条 取扱機関は、資金の四半期ごとの融資状況を富山県脱炭素社会推進資金立 山環境配慮バス購入枠融資状況報告書(様式第5号)により知事が定める日まで に知事に提出するものとする。

(融資資金の返済)

第10条 知事は、融資を受けた申請者が融資を受けた資金を融資の目的以外の目的 に使用していると認めた場合は、取扱機関に対し、融資した資金の全部又は一部 の返済を求めることを指示することができる。

(調査等)

第11条 知事は、この制度の運営について必要があると認めるときは、申請者若し くは取扱機関から報告を求め、又は調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表 (第3条関係)

資金の区分		融	資	条	件	
	融資限度額	融資	利率	償ì	<b></b>	償還方法
自動車から排出される窒素酸化物及び粒	5,000万円	年1.	15パ	据旨	置期間	取扱機関
子状物質の特定地域における総量の削減		ーセ	ント	を言	含み7	の定める
等に関する特別措置法(平成4年法律第		以内		年」	以内	ところに
70号) 第12条第1項に規定する窒素酸化				( ‡	居置期	よる。
物排出基準及び粒子状物質排出基準に適				間(	は原則	
合するバス又は電気を動力源とするバス				ا ځ	して1	
であって、次に掲げるものの購入に要す				年」	以内)	
る資金						
(1) 道路運送法第3条第1項第1号イに	-					
規定する一般乗合旅客自動車運送事業						
の用に供するバスであって、立山有料						
道路等(主要地方道富山立山公園線の						
うち、立山有料道路桂台料金所から終						
点までの間をいう。次号において同じ。)						
の全部又は一部を運行区間に含む路線	Į					
において使用するもの						
② 道路運送法第3条第1項第1号ロに						
規定する一般貸切旅客自動車運送事業						
の用に供するバス(県の区域内に使用						
の本拠を置くものに限る。) であって、						
立山有料道路等の全部又は一部におい						
て運行する見込みがあるもの						